

市民活動登録団体が、
オフィスや
事務所として利用できる
市民活動交流センター内に
設けられた貸スペースです。

令和9年度 市民活動支援ブース

使用
団体
を
募集
します。

【募集期間】

R8 10/1-10/31

12月7日(月) 審査委員会 ▶ 令和9年4月1日～ ブース利用開始

次の要件をすべて満たす団体

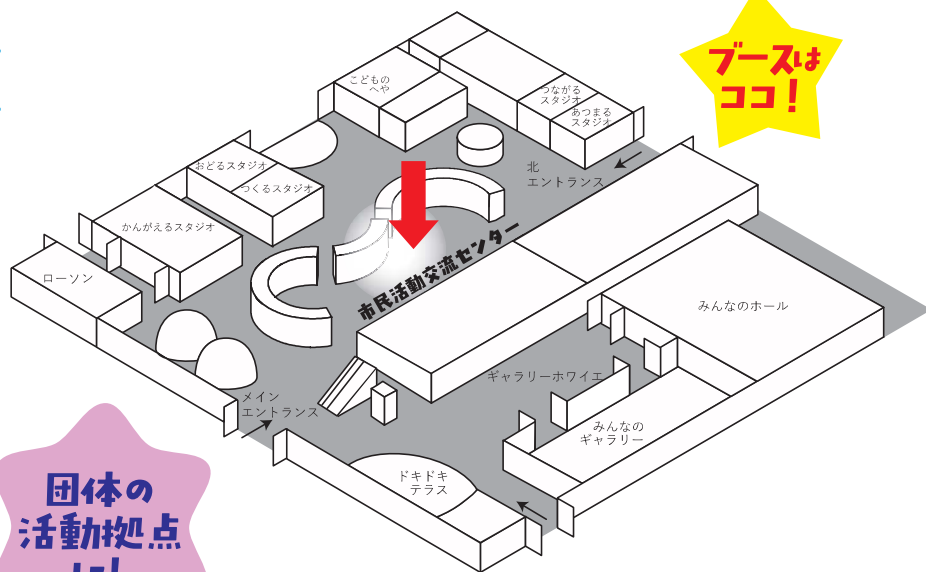
- ・ 市民活動団体登録を受けた団体
- ・ 市民活動支援ブースを
事務所として使用する団体

12月7日(月)に開催する審査委員会に
出席できること

審査委員会による審査をもとに
来年度の使用団体を決定します。



市民活動支援ブースは、公益的活動をする
市民活動登録団体が活動拠点等として使用
できる共同の事務所スペースです。
市民活動団体へオフィス機能を提供し、
団体同士の交流を促進することを目指し
みんなの森ぎふメディアコスモス 1 階
市民活動交流センター内に 8 区画
設置されています。



お申込みについては裏面をご覧ください

お問い合わせ、応募に関する相談は ...



みんなの森
GIFU MEDIA COSMOS

市民活動交流センター

みんなの森 ぎふメディアコスモス 市民活動交流センター ☎058-264-0011 e-mail:comm-act@city.gifu.gifu.jp

市民活動支援ブース 概要



- **対象者**：次の要件をすべて満たす団体
 - ・岐阜市市民活動登録団体
 - ・市民活動支援ブースを事務所として使用する団体
 - ・12月7日(月)の審査委員会に出席できる団体
- **募集期間** 令和8年10月1日(木)～10月31日(土)
- **使用開始時期** 令和9年4月1日～
- **使用期間** 原則1年(令和10年3月末まで)
※年度ごとに使用団体を募集
- **使用可能時間** 9:00～21:00
※毎月最終火曜日および年末年始は、休館日のため使用できません
- **募集区画** 8区画(1区画あたり1.8㎡)
- **付属設備** ブースでは次の設備を占有して使用できます
 - ・机(幅1500×奥行720×高さ690mm) 1台
 - ・椅子(補助椅子含む) 2脚
 - ・デスクサイドワゴン(キャスター付) 1台
 - ・書棚(幅410×奥行400×高さ1100mm) ※仕切3段2本
 - ・有線LAN(WEB回線) 1本
- **使用料** 2,730円/月
- **その他** ・電話回線が必要な場合は使用者において設置することができます。
・つくるスタジオ内のロッカーは、空きがあれば利用できますのでお問い合わせください。
- **使用団体の決定** 審査委員会による審査の結果をもとに決定します

市民活動団体登録制度

「岐阜市市民活動団体登録」は、岐阜市内で活動する市民活動団体を積極的に支援していくために始まった制度です。登録団体は、市民活動交流センターで、ワークスペースの使用や館内設備の利用などの支援を受けることができます。団体活動の充実のため、ぜひこの登録制度をご活用ください。登録には要件がありますので、詳しくは市民活動交流センターまでお尋ねください。

【応募方法】

- * 必要な書類を10月31日(土)※必着で郵送、メール、下記申請用フォームで提出または市民活動交流センターへ直接提出してください。
- * 令和8年度に市民活動団体登録をしていない団体は、事前に団体登録の手続きをしてください。

詳細はこちらから ➡



市民活動交流センター
ホームページ



申請用フォーム

